

2008年7月10日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年6月27日付けで諮問（第331号）された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 目的外提供に対する実施機関の考え

ア 照会の根拠法令

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであり、その照会

に応じなければならない拘束力はない。

そこで、本件照会に基づき、その詳細と照会の具体的な必要性について板橋警察署に問い合わせを行ったところ「捜査の内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の詐欺事件の容疑者の書類の中に、照会対象者名義が記載されている被保険者証がある。対象者の捜査を行うにあたり、本人を確定する資料として国民健康保険被保険者証の発行の有無、国民健康保険被保険者証の申込み時における申請書類、身分確認書類、国民健康保険被保険者証の写しが必要である。また、代理人の申請であっても容疑者の関係者である可能性が高いため、同様の書類の写しが必要である。」とのことであった。

したがって、本件照会は、正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであり、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものであると考えられる。

イ 目的外提供の必要性

今回の照会の目的は捜査上「国民健康保険被保険者証の発行事実の有無、国民健康保険被保険者証の交付申請を行ったのは本人であるか。その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要があるということであり、保険年金課の所管している個人情報である「国民健康保険被保険者証の発行事実の有無」を除くこの目的外の提供に係る個人情報は、国民健康保険被保険者証申込み時の申請書類及び身分確認書類によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、認められるものである。

よって、本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

なお、今回照会があった国民健康保険被保険者証申込み時の申請書類は、申込と転入届が同時であるため「国民健康保険資格取得・喪失・異動届」ではなく「住民異動届」となる（国民健康保険法第9条第12号）。

また、国民健康保険事務処理を行うため「住民異動届の写し」と「手続きにきた者の本人確認資料の写し」を保険年金課に送付済みである。

ウ 目的外提供する個人情報

今回の目的外提供する個人情報は次のとおりである。

住民異動届の写し（ア～オ）及び添付書類（カ～サ）である転出証明書の写し

(ア) 届出日、異動日

- (イ) 届出人の氏名，住所，電話番号，代理人の場合の続柄
 - (ウ) 届出人の本人確認方法
 - (エ) 対象者の氏名，生年月日，性別，続柄，新住所，世帯主名
 - (オ) 旧住所，旧世帯主，本籍，筆頭者
 - (カ) 届出日，異動日，異動事由
 - (キ) あたらしい住所
 - (ク) いままでの住所，いままでの世帯主
 - (ケ) 対象者の氏名，フリガナ，生年月日，性別，続柄，本籍，筆頭者
 - (コ) 市民となった年月日，住所を定めた年月日
 - (ク) 国民健康保険得喪，記号番号，該当者，区分，得喪年月日，理由
- エ 目的外提供の相手方

警視庁板橋警察署長 司法警察員 警視正 細谷 光廣

(2) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外提供する場合は，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから，本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとした。

(3) 提出資料

ア 捜査関係事項照会書（写し）

イ 住民異動届

ウ 関係法令

(ア) 国民健康保険法

(イ) 住民基本台帳法

(ウ) 住民基本台帳法施行令

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

今回の照会の目的は捜査上「国民健康保険被保険者証の発行事実の有無，国民健康保険被保険者証の交付申請を行ったのは本人であるか。その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要があるということである。なお，今回

の照会の対象となっている事例については、国民健康保険被保険者証申込み時の申請書類は、申込と転入届が同時であるため「国民健康保険資格取得・喪失・異動届」ではなく「住民異動届」となる。

保険年金課の所管している個人情報である「国民健康保険被保険者証の発行事実の有無」を除くこの目的外の提供に係る個人情報は、国民健康保険被保険者証申込み時の申請書類及び身分確認書類によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、認められるものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

- (2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について
個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものである。この点実施機関では、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上